

道経連通信

No. 764

発行所／北海道経済連合会

TEL:011-221-6166 (代表) / FAX:011-221-3608

発行人／菅原 光宏 全5頁

編集／早坂 真人、袖川 知恵美

2021年4月20日号 (毎月5、20日発行)

ホームページ <http://www.dokeiren.gr.jp/>

今後の主要事業

【4月以降の主な行事予定】

日時	行事		
	場所	グループ・局	担当
5月13日(木) 13:30~16:00	第256回常任理事会・第92回理事会 合同会議		
	札幌グランドホテル	企画総務グループ	早坂
6月17日(木) 14:00~16:50	第47回定時総会・第93回理事会・記念講演会		
	札幌プリンスホテル	企画総務グループ	萩原・早坂

【4月以降の講座講習会】

日時	講座講習会名		
	場所	グループ・局	受講料 担当
5月18日(火) 13:30~17:00	北海道経済連合会 人事労務実務研修会 ～労働時間管理と同一労働同一賃金の実務対応～		会員 8,800円 一般 12,100円
	札幌国際ビル 8階 国際ホール	労働政策局	竹上
5月27日(木) 28日(金) 10:00~17:00	新任管理・監督者研修(2日間コース) - 管理の原理原則の習得 -		会員 24,200円 一般 30,800円
	道特会館 5階 大会議室A	労働政策局	竹上
6月2日(水) 13:30~17:30	雇用保険に関する実務講座 ～雇用保険制度の早分かりと手続き上の留意点・雇用トラブルの対処法など～		会員 6,600円 一般 8,800円
	道特会館 5階 大会議室B	労働政策局	林
7月1日(木) 13:30~17:30	源泉徴収の実務講座 ～給与に関する源泉徴収事務を中心に解説します～		会員 6,600円 一般 8,800円
	道特会館 5階 大会議室B	労働政策局	林
7月7日(水) 9:20~16:30 7月8日(木) 9:30~17:30	第一種・第二種 衛生管理者受験のための対策講座		第一種 28,600円 第二種 26,400円
	道特会館 5階 大会議室A	労働政策局	竹上
7月9日(金) 9:20~20:10	安全管理者選任時研修		13,200円
	道特会館 5階 大会議室A	労働政策局	竹上
【会場開催】 7月9日(金) 13:30~17:30 【録画配信】 8月2日(月)9:00~ 4日(水)17:00	ウィズコロナと働き方改革 ～管理職・総務人事担当者が必ず押さえておくべき働き方改革実務～		会員 6,600円 一般 8,800円 会場開催、録画配信セット価格
	道特会館 5階 大会議室B	労働政策局	林

※講座・講習会の内容詳細及び申込書は当会ホームページにも掲載しております。

http://www.dokeiren.gr.jp/roudou_seisaku/seminer/

お問い合わせは 労働政策局 (TEL 011-251-3592)

E-mail: kouza@dokeiren.gr.jp

まで。

◆ 道経連 より

道経連 Society5.0WG(ワーキンググループ)「特別会合」(2021年2月24日)の動画公開について

※前々号・前号に続いてご案内させていただきます。5月9日まで公開しておりますので是非ご視聴ください。

北海道経済連合会では、2020年7月より「Society5.0WG(ワーキンググループ)」を設置し、「Society5.0北海道モデルの構築」「北海道のありたい未来」について議論・検討を進めてまいりました。この動画では、2021年2月24日に開催されたSociety5.0WG『特別会合』の様子を、北海道経済連合会の会員の皆様に情報提供させていただきます。

動画を視聴される際は、以下のYouTubeリンクをご覧ください。

<https://youtu.be/OW5ISRNShiY>

動画で情報提供する内容は以下の2つです。

1. 西山猛更別村長様によるご講話「更別村のスーパーシティ構想について」

更別村では、国の国家戦略特区「スーパーシティ」の区域指定に向けて取り組んでいらっしゃいます。「北海道のありたい未来」を考え、そこに向かって進んでいく上で、先導となるような先進的な取り組みであり、是非、会員の皆様にも広く知っていただきたいと考え、村長による講話の内容を配信させていただきます。

なお、更別村の「スーパーシティ構想」について、お問い合わせ等がある際は、下記までお願いいたします。
【お問い合わせ先】更別村役場企画政策課 TEL 0155-52-2114

2. 道経連事務局による説明 「2050北海道ビジョン 概要版案」について

このSociety5.0WGで議論・検討した内容のとりまとめについて、その時点の案を道経連の事務局よりご説明しております。現在、会内の会議体の議論に付すとともに、道・国の関係機関・関係団体等、会外の方々にご説明し、ご意見を伺っている段階です。引き続き様々な方々のご意見を伺い、適宜反映しながら、成案にしてまいりたいと思います。

動画をご覧いただいた会員の皆様において、お気づきの点やご意見等あれば是非事務局までお寄せください。

【連絡先】北海道経済連合会 TEL 011-221-6166 FAX 011-221-3608

担当 柳川 yanagawa.masaaki@dokeiren.gr.jp

なお、動画は2021年5月9日まで公開します。

◆ 北海道中小企業総合支援センター より

北海道中小企業新応援ファンド事業の募集について

北海道中小企業総合支援センターでは、「北海道中小企業新応援ファンド事業」を行っております。
北海道中小企業新応援ファンドは、(独)中小企業基盤整備機構、北海道、札幌市、金融機関が資金を拠出して組成したもので、ファンドの運用益を基に、道内における新たな産業の創出や事業化を支援します。
令和3年度北海道中小企業新応援ファンド事業について、次のとおり募集を開始します。

■ 募集期間 令和3年4月1日(木)～5月21日(金) (午後5時必着)

- ・(公財)北海道中小企業総合支援センターHPに募集要項を掲載しています。

<https://www.hsc.or.jp/>

■ 募集事業

【1】創業促進支援事業

(対象：道内の創業者/令和2年4月以降に創業したものを含む)

補助率1/2 上限100万円

道内に主たる事業所を設けて新規に事業を開始する個人又は中小企業者の事業展開に要する経費の一部を助成します。

【2】地域資源活用型事業化実現事業

(対象：道内の中小企業者等又は農商工等連携事業計画認定事業者)

補助率1/2 上限150万円

地域資源を使った新商品開発(マーケティングまで可能)に使えます。

地域資源を活用した新商品・新サービスの開発から販路開拓までの事業化実現に向けた一連の取組に要する経費の一部を助成します。

※今年度から地域資源(道内産)を自由に設定できるようになりました。

また、評価委員会でのプレゼンテーションがなくなりました。

【3】製品開発チャレンジ支援事業

(対象：道内の中小企業者等)

補助率1/2 上限50万円

製品開発の“前段階”の事前検証・検査・分析に使えます。

本格開発着手前の事業構想の実現に向けた事前検証・検査・分析に要する経費の一部を助成します。

■ 問合せ先・応募先

〒060-0001

札幌市中央区北1条西2丁目 経済センタービル9階

公益財団法人 北海道中小企業総合支援センター 企業振興部助成支援G

TEL 011-232-2403 FAX 011-232-2011

◆ 北海道 より

新型コロナウイルス感染症対策「国の基本的対処方針変更」を踏まえた道取組について(通知)

道では、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、「まん延防止等重点措置」を実施すべき区域を含む都府県との不要不急の往來を控えるよう、道民の皆様にご協力要請しているところですが、4月16日、埼玉県、千葉県、神奈川県及び愛知県が「まん延防止等重点措置」を実施すべき区域として追加決定されたことを踏まえ、当該4県との不要不急の往來自粛について、ご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

資料：感染の再拡大防止に向けて

感染防止行動の実践【3つの場面での行動のポイント】

令和3年(2021年)4月16日

各関係団体・事業者の皆様

北海道知事 鈴木 直道

「国の基本的対処方針の変更」を踏まえた道の取組について（通知）

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、日頃より、格別の御理解、御協力をいただき、感謝を申し上げます。

道では、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、「まん延防止等重点措置」を実施すべき区域を含む都府県との不要不急の往来を控えるよう、道民の皆様へ協力要請しているところですが、本日、埼玉県、千葉県、神奈川県及び愛知県が「まん延防止等重点措置」を実施すべき区域として追加決定されたことを踏まえ、貴団体・事業者の皆様におかれましては、当該4県との不要不急の往来自粛について、貴団体等の皆様への周知に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

- 感染の再拡大防止に向けて
～ 別添「資料2」のとおり

〔北海道新型コロナウイルス感染症対策本部
指揮室 企画班 電話：011-206-0368〕

感染の再拡大防止に向けて

1. 感染防止行動の実践 【3つの場面での行動のポイント】

特措法第24条第9項に基づく
道民の皆様等に対する協力の要請

基本行動

手洗い、咳エチケット、マスク着用、人との距離を取る

1 外出の際には

- ・体調が悪いときには、外出を控える。
- ・重症化リスクの高い方と接する際はリスク回避行動を徹底する。
- ・「まん延防止等重点措置」を実施すべき区域を含む都府県（※）との不要不急の往来を控える。

※ 宮城県、大阪府、兵庫県、東京都、京都府、沖縄県、**埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県**（R3. 4. 20現在）

- ・また、外出自粛など都府県において行動制限が要請されている地域との不要不急の往来を控える。

2 飲食の際には

- ・業種別ガイドラインや新北海道スタイルの実践などを宣言している店舗を利用する。
- ・「黙食」を実践する（食事は4人以内など少人数、短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用）。

3 職場内では

- ・業種別ガイドラインや新北海道スタイルの実践を進める。
- ・休憩場所など、感染リスクが高い場所での対策を徹底する。
- ・テレワークや時差出勤を推進する。